

令和7年度 第4回

宍粟市部活動地域展開推進委員会

会 議 録

(要点筆記)

日時 令和8年2月5日 午後7時00分から

場所 宍粟市役所 4階 401・402・403会議室

第4回宍粟市部活動地域展開推進委員会 会議録

● 開会・閉会の年月日時及び場所

令和8年2月5日（木） 午後7時00分～8時45分

兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市役所 4階 401・402・403会議室

● 委員会に出席した者の氏名

推進委員会委員

森田 啓之 委員長

南 富美代 委員

小倉 庸永 委員

中川 真城 委員

浅田 卓 委員

一野 美穂 委員

伊野 佳奈 委員

中居 吏香 委員

岸本 欣也 委員

志水 和司 委員

山本 哲史 委員

井上 尚久 委員

村下 尚史 委員

西川 幸美 委員

小野 嘉昭 委員

事務局

富田 健次 宍粟市副市長

鳥羽 千晴 教育部次長

中田 吏 学校教育課長

大田 貴久 施設整備課長

仁尾 雅浩 学校教育課副課長

縄手 浩 部活動地域展開コーディネーター

中田 直人 宍粟市教育長

中尾 善弘 次長兼まちづくり推進課長

清水 将道 社会教育文化財課長

前田 裕作 まちづくり推進課副課長

松尾 尚賢 社会教育文化財課社会教育係長

1 開 会

(仁尾副課長)

皆さんこんばんは。今日お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。出席予定の皆様がお揃いですので、第4回部活動地域展開推進委員会を開会いたします。なお、委員の過半数をもって、会が成立することとしております。

では、開会にあたりまして、富田 健次 宍粟市副市長が挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

(富田副市長)

皆さん、こんばんは。今朝の天気予報では、今日は3月の中旬ぐらいの暖かさだと言っておりましたが、実際、今日は15時頃になって、やっと暖かくなったかなと思ったんですが、もう既に日が暮れますと、また寒くなってきたなという状況でございます。

そういった中、本日は皆様大変御多用の中、令和7年度第4回宍粟市部活動地域展開推進委員会に御出席を頂き、誠にありがとうございます。森田先生をはじめ、委員の皆様には、日頃より本市の学校教育及び地域スポーツ、文化芸術活動の振興に多大なる御尽力を賜り、重ねてではございますが、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、今年度、この委員会におきましては、令和10年10月をもって宍粟市公立中学校の全ての部活動を地域展開する方針を本委員会において確認をされ、宍粟市部活動地域展開推進方針を策定し、そして、令和7年11月の宍粟市広報紙で、そのお知らせを市民の皆様に行ったところがございます。そういったことなど、着実な一歩を踏み出すことができているというふうに思っております。

この部活動の地域展開は、教育課題であると同時に、今や地域全体で子どもたちの活動を支え、新たな価値を創造する改革であり、地域の関係者、地域クラブ関係者、保護者、学校現場の皆様のご協力なくして実現し得ない地域課題であるというふうに思っております。

私も10月28日の中学生の座談会、そして11月29日の宍粟教育創造フォーラムに参加させていただきまして、この地域展開の関係で、様々な方からの御意見、生徒たちからの意見を聞かせていただいたところがございます。そういった中で、多くの課題も浮き彫りになったと考えております。安定的な指導者の確保と質の担保、それから活動拠点、移動手段の確保、整備、保護者負担の在り方等々、これらの点について、次なる令和8年度は具体的な課題解決策を策定、実行していく必要があるというふうに思っております。

そして、この委員会からも要望として御意見を頂いておりました、スポーツ活動と芸術文化活動を取りまとめ、この地域展開を統括的、一元的に推進するための部署の設置につきましては、昨年宍粟市の12月定例議会において、行政組織の見直しも踏まえ、新たに設置するまちづくり部の中に、これは仮称でございますけども、「地域クラブ活動推進室」を設置し、マンパワー、予算、そして部局を横断する機能を集中し、司令塔の役割を担う部署の創設に向け、今、最終調整を行っているところがございます。部活動の地域展開につきましては、令和8年度は、動きがかなり活発になってくるというふうに思っております。それにしっかりと対応していく役割を引き継いでいきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。少子化の中においても、子どもたちが継続的にスポーツや文化活動に親しめる環境を整備し、あわせて教員の働き方改革を進めるという目的の実現に向けて、当委員会の皆様には、非常に重要な時期をお願ひすることになりますが、よろしくお願ひいたします。

本日の資料の最後にも、部活動地域展開の愛称を示す資料が付いておると思ひます。カラー刷りのものですが、山崎西中学校美術部と山崎東中学校文化部合同で製作された「しそカツ」というところがございますけども、ここには、部活動の楽しさや明るさを、その色で表現したというふうに記載されております。たいへん重い言葉だなあというふうに思ひます。本日も現場に即した活発な御議論を頂き、次年度に向けた前向きな指針を示すことができることを御期待申し上げまして、最初の御挨拶とさせていただきます。この後どうぞよろしくお願ひいたします。

3 協議

(仁尾副課長)

ありがとうございました。それでは、本日配付の資料を確認いたします。

上から順になっておりますが、次第、委員名簿、令和8年実証事業の計画を示したもの、認定要件を示した資料、兼職兼業に関する資料、スケジュール案、しそカツのロゴ、そして、第3回推進委員会議事録となっております。御確認お願ひいたします。

それでは、委員紹介につきましては、本日は4回目ということもありますので、御手元の資料の委員名簿を御確認頂くことでかえさせていただきます。また、協議に入る前に、資料として配付しております「第3回推進委員会会議録」については、あらかじめ委員の皆様へ送付をいたし

ております。内容について御意見がございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、異議なしと確認させていただきます。拍手で御確認をお願いします。(拍手) 第3回会議録は承認されました。また、本委員会の会議録につきましても、会議録あるいは会議要旨等について、定例教育委員会等で報告されることがございますので、その点、御了承頂きますようよろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めたいと思います。

ここからは、次第に従いまして、森田啓之委員長に議事の進行をお願いします。森田委員長お願いいたします。

(森田委員長)

失礼します。みなさん、こんばんは。今日は、4回めということで、国から12月末にいろいろガイドラインと、恐らくもうこれで、多くはそれに則って各自治体が判断しているいろいろやっていくことになろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、御手元の次第に基づいて進めたいと思います。協議事項(1)でございます。宍粟市の地域展開の令和8年度の取組について、事務局から提案をお願いします。

(仁尾副課長)

それでは、まず初めに令和7年度実証事業について報告、説明をさせていただきます。令和7年度は剣道、カヌー、吹奏楽で実証事業を実施しております。

宍粟剣道連盟につきましては、令和7年1月、令和6年度中に、当時の小学校6年生に説明会を持ちまして、令和7年3月、市中体連の承認を受けております。令和7年4月から5名の男子新入部員を迎えて活動をスタートしております。基本的には火・木・金曜日に活動されておられまして、シーズンによっては、土日に練習されたり、大会に参加されたりしております。指導されている方は、中川代表をはじめ、7名の方がされております。令和7年11月には、県大会出場も果たされております。実証事業を行う中での課題としましては、今後の活動における指導者への謝金、実証事業では土日については、謝金の対象として、お支払いしている訳ですが、平日は対象外であったという状況です。また、月々の月謝ですが、会費については3000円ということで運営をされております。こちらも、今後の運営面においての課題となっております。

続いて、宍粟市カヌークラブについて、こちらも令和6年度から活動しております。現在は、高校生2名が在籍しているということですが、部活動に入りながら、カヌークラブ生としても活動をされております。募集対象は小学校4年生から高校3年生までです。令和7年11月には、カヌー体験会を開催しまして、小学生児童2名が参加しております。費用は無料です。波賀町・音水湖カヌー競技場は全国でもトップクラスによい環境であるということで、1000メートルの常設コースがあるのが日本に3地点だけということで、その中の一つとなっております。指導者は地元出身で持続的に指導することも可能で、最大7名が関わるができる状況にあります。また、冬場のトレーニング施設も伊和高校にある状況です。今回は、参加者が少なかったこともありまして、指導者が送迎をしておりますが、まずはこの人数を増やすということ、「募集」が課題であると考えております。

続いて、宍粟ユースウインドにつきましては、令和6年度、7年度は管楽器・打楽器合同講習会を実施しております。各楽器の専門のプロの講師をお呼びして、1か所で合同講習会を実施して

います。宍粟市内には100人以上の吹奏楽部員がいるわけですが、この吹奏楽部員を対象に開催しまして、令和7年9月には73名が参加しております。メリットとしては、各学校の吹奏楽部の規模とはまた違った迫力のある演奏を経験できる点です。「感動した」という感想も耳にしております。学校の先生方にとっても、プロの講師の指導に触れることで、自身の指導力向上に生かされています。課題としては、やはり移動手段を挙げておられます。今年度は、山崎西中学校をお借りして実施しておりますが、保護者の送迎であったり、公共バスを使って集まっておられます。保護者からも、やはり負担を感じるとの声も聞かれております。また、兄弟姉妹が別々のクラブに参加した場合などについて、心配しているとの声も聞かれています。また、周知活動についても、情報は発信しているが、浸透していない、共有できていない、学校現場との差を埋めていけないといけないという意見も感じているところです。吹奏楽の場合は、地域行事にも演奏などで参加をしておられますが、今後の地域行事への参加方法や、コンクールへの参加方法などが課題となっております。令和7年度については以上となっております。

(中尾次長)

失礼します。市民生活部・まちづくり推進課の中尾と申します。よろしく申し上げます。私のほうから、資料の上から3枚目ですかね。まちづくり推進課スポーツ推進室から、令和8年度部活動地域展開に係る実証事業案について、この資料に基づいて説明をさせていただきます。

まちづくり推進課スポーツ推進室では、部活動の地域展開に当たり、これまで、宍粟市剣道連盟や県立伊和高等学校カヌー部、宍粟市スキー協会の皆さんに御協力を頂きながら、実証事業に取り組んできたところですが、令和8年度には宍粟市部活動地域展開推進方針に基づきまして、令和10年10月の地域展開に向けて、認定地域クラブの創設を図るために、さらに実証事業の拡充に取り組む方針としております。

前期改革実行期間に当たる令和8年度は、スポーツ庁や兵庫県教育委員会が取り組む部活動の地域展開推進事業のうち、基本的には、休日の地域クラブ活動の活動費等の支援に取り組むこととしておりまして、令和8年度当初の計画では、ここに記載しておりますように、12種目の競技で地域クラブの創設に取り組みたいと考えております。当初、計画として事務局が考えている現時点での内容についてですが、まず対象として、現在、宍粟市内で活動されている少年スポーツ団体や指導者の皆さんを対象に、現在、市内中学校で実施されている競技を基本としながら、さらに市内で活動されている新しい競技にも御参加頂きたいというふうに考えておりまして、この原案としましては、男女卓球、男女バレーボール、陸上競技、柔道、剣道、軟式野球、サッカー、カヌー、スキーのほか、新しい競技として、現在は市のスポーツセンターのほうで活動されているバドミントンの12種目を例として、認定地域クラブの創設に向けた実証事業に取り組みたいと計画しております。

この実証事業としまして、令和10年10月の地域展開に向けて、本日、お集まりのこの推進委員会の皆さんや、また、地域で活動されているスポーツ団体指導者の皆さんの御意見をお伺いながら、宍粟市の実情に合った認定地域クラブの創設に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。スポーツのほうからは以上です。

(清水課長)

失礼します。次のページを御覧ください。社会教育文化財課から、部活動の地域展開に係る実証事業案ということで御説明させていただきたいと思ひます。

目的としましては、同じく令和10年10月の地域展開に向けて実証事業を行っていくという計画をしております。2番の令和8年実証事業としましては、現在、宍粟市の文化部は2つありまして、吹奏楽部と美術部、この2つについて、実証事業を実施したいと考えております。

実証事業の内容としましては、その下の段になりますけど(1)というところで、吹奏楽部は合同練習会と演奏の指導ということで、年3回、月3回の計画をしております。美術部につきましては、美術協会による作品の製作指導ということで月1回を予定しております。これにつきましては、令和8年度の予算要求をしております、予算が3月議会で可決されましたら、吹奏楽団や美術協会と相談しながら、実証事業を進めていきたいと思っております。回数については、これからの調整となりますけれども、予算要求としてはこの回数を要求しているという形になりますので、御理解と御協力をよろしくお願ひします。スケジュールについては後ほどの説明のところでも詳しく説明したいと思います。

次のページを御覧ください。「宍粟市の中学校の吹奏楽部の地域展開について」という資料になります。この資料につきましては、宍粟市吹奏楽団後援会の御協力を頂きまして、吹奏楽の受け皿となる「宍粟ユースウインド」を立ち上げていただきました。これまで、宍粟市吹奏楽団の後援会の方々が、各中学校に説明に回られて、また校長先生や顧問の先生方から、いろんなことを聞き取っていただきながら調整していただいております。この資料については、市内中学校長にも説明させていただきまして、了承を得た上で、現在、中学校入学説明会において配布して説明をしております。これからもこの受け皿となる宍粟ユースウインドと、あと中学校の部活動の顧問、並びに校長先生の皆様と、相談協力しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

まず、この資料の説明をしていきます。地域展開について、真ん中あたり太字で書いてある部分、令和8年度・9年度・10年度について、説明したいと思います。

令和8年度につきましては、従来どおりの各中学校での部活動になります。1番下の段のイメージという表を見てください。令和8年度、部活動はこれまでどおり実施、ユースウインドの活動については「実施なし」となっております。先ほど説明した実証事業について、予算化できましたら、受け皿のユースウインドと調整をしていきたいと思っておりますので、予算が可決されましたら、実証事業として実施していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。続きまして、9年度は10月末までは従来どおり各中学校で部活動を行う。11月以降は、休日の部活動は実施せずに、ユースウインドのみでの活動を行うということになっております。平日は従来どおり部活動を中学校で行うという形になります。続きまして、令和10年度になります。これにつきましても、先ほど説明した令和9年度の後半と同じく10月末までは、同じく平日は学校の部活動をしていただいて、休日はユースウインドでの活動ということになります。10月末をもちまして、中学校での部活動が終了し、平日・休日ともに、地域展開へ完全移行していくというような形になります。1番下のコメ印になりますけれども、この令和8年度から回数を増やしていくという合同練習会になりますけれども、予算がつきましたら、実証事業として、この部分の活動に補助していくというような形をとっていきたく思っております。以上です。

(仁尾副課長)

では続いて、②の地域クラブ等の募集に向けた認定要件等について、まちづくり推進課よりお願ひします。

(中尾次長)

それでは引き続き、先ほど委員長からも報告がありました、昨年の12月22日に、国から総合的なガイドラインということで、様々な資料が発表されておりまして、その中に認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の案ということで国のひな形が出されております。

宍粟市では、令和8年度のできるだけ早い時期に、地域クラブの募集と認定を行いたいと考えておりますが、宍粟市としての具体的な要件については、これからの検討となりますので、本日は、この年末に国から示された認定要件について、国のひな形をもとに、皆さんと一緒に確認をさせていただきたいと考えております。

この中で第2条なんですけれども、地域クラブの認定要件としまして、7つの項目が示されております。

- ①学校部活動が担ってきた教育的意義を継承、発展させた活動であること。
- ②適切な活動時間や休養日が設定されること。
- ③可能な限り低廉な参加費が設定されること。
- ④適切な指導体制が確保されていること。
- ⑤適切な安全が確保されていること。
- ⑥適切な運営体制が確保されていること。
- ⑦学校との連携が適切に行われていること。

この7項目がありまして、認定地域クラブは全ての要件を満たす必要があるというふうに説明されております。その上で、市としましては、地域クラブがこの認定要件を満たしているかどうか、また、クラブ活動において、指導者による暴力、暴言、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為を防止し、活動に参加する生徒が安全安心に活動に取り組めるよう、認定地域クラブ活動指導者登録制度を創設し、資質の確保と向上に向けた研修を行うということが求められております。また、少し条文としてはとびますが、次のページに、第12条ということで、ここには、認定地域クラブ活動に対する市の支援についての規定があります。現在、国のひな形としましては、3項目挙がっておりまして、生徒、保護者等に対する情報提供、地域クラブ活動の運営等への公的支援、また、地域クラブ活動への従事を希望する教職員等の兼職兼業の推進ということが示されておりまして、両括弧4から下は宍粟市、それぞれの市町の方法でお示しをするということになっておりまして、この案は、国のひな形として示されたものでありまして、実行に当たっては、宍粟市の実情に合った内容とする必要があります。特にこの具体的な支援策については、本市の場合は、すでに推進方針でお示しをしているところでもありますけれども、持続可能な仕組みとしていく必要がありますので、今後、先ほど申し上げた実証事業を通しまして、本委員会の皆さんや、地域クラブとして活動をされている、スポーツ団体や指導者の皆さん、保護者の皆さんから多様な御意見をお伺いしながら、今後、具体的な支援策について検討する必要があると考えております。以上、現在の進捗状況ということで、今回は、国から示された要綱案について御紹介をさせていただきます。以上です。

(仁尾副課長)

では、続いて、③教職員の兼職兼業についてということで、資料をご覧ください。条文が3ページと、様式1から様式4まで、4ページ分あります。前回の委員会においても、資料配付をさせていただきましたが、このたび、国からひな形のほうが出されておりますので、それに合う形で改めて作成をしております。手続等につきましては1番後ろに図で示されておりますが、このプ

ロセスを見ていただくのがよいかと思えます。希望する教職員が申請者となりますが、こちらから、地域クラブ活動に係る兼職兼業許可申請書・様式1を提出していただきます。提出先は、所属校の学校長となります。学校長はその段階で、②となりますが、本務への支障の有無などの確認、それを確認された上で了承するかどうかを判断します。内容としては勤務の日時、従事時間、健康管理等が含まれます。この上で、③申請者が兼職兼業許可申請を行います。その際に、様式2・副申書を添付することとなっております。申請を受けた教育委員会が④本務への支障の有無や報酬額などを確認します。それをもって、⑤兼職兼業の許可通知・様式3を発行するという形になります。希望する教職員は、それを受けて、兼職兼業・地域クラブでの活動を行うわけですが、その際に、様式4として添付をしております、従事時間の報告を、毎月、提出する必要があります。この件についての説明会については、令和8年度の夏頃には予定したいと考えておりますので、あわせてお願いしたいと思えます。兼職兼業の許可申請については以上となります。

(森田委員長)

それでは、以上、3点について、説明がございました。順番に、質問等を受けながらと思えますので、まず一つ目、令和7年度、今年度の実証事業、吹奏楽・剣道・カヌー、この3つについて、成果等の報告と、この令和8年度に向けての資料を頂いたんですが、まずここについて何か御質問等ございますか。

(中川委員)

お世話になっております中川と申します。令和8年での実証事業について、お伺いするんですが、この12団体に対してこれは新1年生からの開始ということになると、始めるのは今の小学6年生、来年度の新1年生のからということでしょうか。

(中尾次長)

はい。各クラブで想定する形としては今おっしゃられたような形で、間違いがないのかなとは思いますが、ただ、部活動の地域展開ということでもありますので、地域で活動していただくのに、新何年生とかっていう定義はなしで、どなたでも、中学生だったらどなたでも結構ですので、この各クラブが地域で展開する、その実証事業に御参加頂ける方を募集して、この実証事業を行いたいと考えております。また、国から出てるQ&Aを見てますと、小学生も含めての活動というようなことも出てますので、そういったところ、これから宍粟市のオリジナルの部分を進めていって、しっかりとスポーツ団体の皆さんにはお示しをさせていただきたいなというふうに考えております。

(中川委員)

ありがとうございます。全体的な構想としてはもう本当によく分かります。全体的にみんな、例えば卓球でしたら、卓球をみんなで行おうよというような形としてはよく分かるんですけども、現在、中体連との関係がどうしても出てきます。ただ、やっぱり今の中学校の大会に出よう、特に夏の大会、それと秋の新人戦、この二つが大きな項目になってくるかと思うんですけども、そういった兼ね合いですね。そうすると令和10年10月までについては、学校でも活動し、そしてまた、この地域クラブでも活動する、そして中体連のほうには、学校だけの部活動が参加する

のかなというような形でよろしいでしょうか。

(中尾次長)

ここは、それぞれのクラブと今後の話し合いの中でまとめていきたいなというふうに思うんですけども、剣道連盟については、既に7年度から着手していただいていますので、今おっしゃられたような大会へ参加していくということもあるかなと思うんですが、その他のクラブについては、これから、休日の部分から実証事業に着手したいなというふうに思っていますので、来年度8年度については、中学校のほうで、新1年生・2年生・3年生含めて、部活動が継続されますので、大会のほうに出ていくのはそこがメインになるかなというふうに思っております、あくまで、国の財源を活用しながら、国の方針に基づいて、休日の地域クラブの実証事業活動支援というところから始めたいなと思っております。

剣道については、2年目・3年目になりますので、また別枠で支援をさせていただきたいなと思っておりますので、クラブによって、事情が異なってくるのですが、そういう意味合いで、できるだけ早くこの12クラブというものが、登録団体になれるように取組を進めていきたいなというふうに考えています。

(中川委員)

ありがとうございます。私も実際、そのような形なのかなというふうに思います。ただ、前から言っておりますように、種目ごとのコーディネートをきっちりやっていくということが非常に大事なと思うんですよ。だからやっぱり、12種目の部分をね、何とか、指導者も、やっていきたいなというふうに思っておりますし、この各団体の指導者の横のつながりということも考えながら進めていく。ガバナンスも必要ですし、そういう宍粟ならではの、しそカツというものを考えていけたらなというふうに思っておりますので、ぜひ今後ともよろしく願います。

(縄手コーディネーター)

僕のほうから、少し追加で言いますが、先ほど中川委員さんのほうから指摘がありましたけど、中体連が相当の間まだ今後続くということも情報が流れていますので、それで、中体連登録するためには、新2・3年生、つまり、現在の1年生・2年生が、これについては2月末日までに、地域クラブであると、登録をしなければいけないと、こういうようなことがあります。これが1点と、新1年生については令和8年度5月中の登録でオーケーと、こういうことも踏まえておかなければいけないと思います。

それからもう1つは、宍粟市内にある、それぞれ学校で行われて実施されている部活動ですけども、かなり学校間の差があるわけなんです。例えば、卓球部で言いますと、男子で14人の新人チームで抱えているチームもあれば、新人戦以降3人になっている学校もあつたりしますので、競技ごとにやっぱり進み具合が少し違うかなあと。

12種目、今、想定していますけども、種目によっては、休日の練習から、もしかしたら早めに平日も含めた、宍粟剣道連盟中学部のような形が生まれる可能性もあるかなと思ったりもしています。それですので、今後、12のスポーツ系のクラブを地域クラブを休日で想定していますが、それぞれの現在の学校の部活動の様子も踏まえながら、種目ごとの進捗というか、進み具合とか、それらも検討しつつ、まとめていく必要があるかなあというようなことを今のところ思っております。

(森田委員長)

はい、ありがとうございます。

今のお2人の意見を聞きながらなんです、ある意味、剣道が先に行って、先駆的にいろいろやってきた、御苦労とか、あと成果をですね、また次の、これから始まる、種目のところが、それを生かしながらですね、今、縄手コーディネーターが言われたような形で、一斉にっていう形ではないということを含めながらですね、今回、この事業ですね、8年度は、というふうに理解頂けたらと思います。ぜひ中川委員が、恐らく今、両方、平日・休日子どもたちは両方やっている中で、御苦労されていることなんかもぜひ共有していただけたらなと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

(村下委員)

教職員代表の村下と申します。よろしく申し上げます。私のほうから「令和8年度部活動地域展開に係る実証事業案について」というまちづくり推進課スポーツ推進室から出していただいている資料の中から質問します。2番の令和8年度実証事業案の(3)番の下のところ、令和8年度の案ということで12種目を設定されているんですけども、この12種目にされたような背景とか、理由とかございましたら教えていただきたいなあとというのと、逆に言えば、現在中学校で実施している部活でここに入っていないものもあるかなあとと思いますので、それが入らなかった理由などが、もしあれば、教えていただきたいなと思います。

(中尾次長)

先ほども少し触れたと思うんですが、今、活動されている部活動を中心にしまして、地域展開をめざしていくということには変わりはないんですけども、今、宍粟市スポーツ協会のほうに登録団体として加盟がある地域クラブというのを中心に考えておまして、もちろんその加盟のない競技もあるわけなんで、そういったところから、ここから準備を進めていくに当たって具体的に示したほうが分かりやすいということで、今の部活に取り組まれている子どもの人数などを見ながら、この競技を今日はお示しさせていただいています。ただ、ここにはないからといって、しないということではなくて、今後、地域へ呼びかけをさせていただきますので、地域のほうで、ここにはないけれども、やりたいんだっていう意欲のある方はぜひ、声を上げていただければ、そこは12種目が13種目になってもいいのかなというふうには思っていますので、それと、それからバドミントンについては、今、部活はないと思うんですけども、先ほど申し上げたように、市内のほうで少年スポーツとして活動されているっていうところが確認できてますので、そういったところは、新たなスポーツということで、それも対象にして広げていくっていうことが、前々回ですね、森田委員長のほうからもあったと思うんですけど単なる今の活動の地域展開ではなくて、新しい価値を生み出すっていうことにつながるのかなというふうに思っていますので、何が言いたいかという、あくまでも市の予算を置くための当初の案としてこの、本日は12種目をお示ししてはいますが、ここにこだわることなく、令和10年10月の地域展開に向けて、しっかりと、ニーズのある競技については検討していきたいなと思っていますので、引き続き、皆さんの御意見を聞きながら、選定をしていきたいというふうに思っております。

(村下委員)

はい、ありがとうございます。現在、例えば、ソフトボールをしてる女子であったりとか、あとは水泳を練習は外部でやってはいるけども中学校の部活動として大会に参加をしている、そういう選手もおります。それからバスケットボールは市内で1校だけなんですけれども、頑張ってる子たちもいますので、そういった形でこの12種目が、残せるか残せないか分からないんですけども、現在、頑張ってる子たちが寂しい思いをしないような形で御配慮頂けたらありがたいなと思います。

(森田委員長)

それでは続いて、小倉委員お願いします。

(小倉委員)

すみません、訂正していただけたらと思うんですけど、令和8年度の文化部のほうなのですが、吹奏楽の方で、(1)の2段めの吹奏楽団員による指導ということになってるんですけど、団員は全部社会人で普段仕事をしておりますので、ここは市外講師を考えております。それから、回数については、予算などがありますので、変更する場合がありますかもしれません。そこを訂正をお願いします。

(志水委員)

はい。失礼します。しゃべるのは苦手なんで、うまく言えるかどうかわからないんですけど、さっきの12種目のところですけども、最初に、第1回・第2回のときに、生徒の希望アンケートをとったら、ダンスなどがたいへん多かったですね。スケートボードとかスノーボード、どこまで取り入れられるか分からないんですけども、何で希望者ニーズに応えるという話があったのに、そういうのは前に出てこないのかいうのはすごい僕は不思議なんです。宍粟独自であったら、今までのやつを、やっぱりさらにまではいなくても、基本にしても、希望に応じてますよいうところを出さないと、最初のアンケートを、十分考慮してあげてほしいなあというのが、この希望です。

(中尾次長)

おっしゃることは重々分かるんですけども、今回上げさせていただいたことにつきましては、中学生の希望というよりは、市内で活動されているその指導者の顔ぶれを思い浮かべながら、こういう方たちと一緒にこの競技だったら、地域にクラブが作れるのかなあというところで、はっきり申し上げますと、国の補助事業をとって行く中で、当初の案として、この競技を考えておるというところで、先ほども触れましたけれども、今回、今後認定クラブの認定要件というものが出ましたら、広く公募をさせていただきますので、地域クラブのほうの創設を考えておられる**指導者の方**がいらっしゃいましたら、ぜひ、ここにかかわらず、応募を頂きまして、ここでは12種目というふうにしていますけれども、新しい種目の創設に取り組んでいきたいなというふうに思っておりますので、今後、広報に当たっては、そういったところを少し配慮しながら、この種目が前に出て、この種目じゃないと駄目だっというふうなことになるように、配慮して、説明のほうを丁寧にさせていただけたらと思っております。

(森田委員長)

これは他市町もそうなんです、実証事業っていうのは、今、一方では部活動が完全に終わっていないので、そこの部分を少しソフトランディングしていく部分と、地域の事情で、次、いけそうだなあということが見込めてるところを大体盛り込んでいるところが、ほとんどだと思います。そういう意味で、今後は、ぜひ私も思うんですけど、ダンスですね、新しいところについても、声が出てくるような働きかけをお願いできたらなど。恐らく、学校の先生方からもそうなんです、ニーズは高いと思うんですが、部活動を当面やってる中で、そっち側に人が行ってしまうことの不安を学校の先生も心配される場所もあつたりですね。平日はまだ部活動も普通にしている場所もある中で、こっちのほうからどうするのかということも議論としていろいろあつたりする。そのあたりをこの2年で、すごくいろんな問題が出てくると思うんですが、意見交換とか情報共有を密にして、新しいところに向かって頂けたらと思います。

そのほかいかがでしょうか。それではまず、この令和8年度ですね、このことについては、これで、今後進めていくということをお願いします。

それで、続いて2つめなんです、国から出た地域クラブの募集認定要件のことなんです、こちらについては資料の3ページですかね。四角で囲んであるとおり、国のものをそのまま宍粟市に現段階ではそのまま当てはめただけで、細かいところについては、詰められていませんので、こういうふうな方向でということ、御理解頂けたらと思います。これについて何か質問ございますか。

では、次、この3つめは、御了承をとってほしいと聞いていますので、まず、この兼職兼業の部分ですね、学校の先生方は、直接関わってすることになると思いますので、2～3分時間をとりますので、席の近い方も文言のチェックとか、意味が分かりづらいついとか、まだ細かいところは、実際どう機能させるかということにはさしておいて。

じゃ、浅田委員よろしいですか。何かありますか。

(浅田委員)

これ月ごとに毎月何時間、1週間38時間45分と、勤務時間外が、もしあつた場合はそれを足して、そこから法定時間をそこに書きなさいという、実際大体どれくらい従事できるのか、これ以上やったら駄目っていう限界があると思うんです。どれくらい兼職として働けるものなのか、もし、ざつとした時間が分かつていれば教えてもらいたい。

(仁尾副課長)

当然、部活動のガイドラインに沿つた時間となると思いますけれども、部活動時間が平日で2時間、休日3時間以内となつておりますので、それに活動日数をかけていただいた上で、この勤務時間の上限を超えないようにということになるかと思つています。練習はされる日数によって、若干時間は変わってくるかと思つています、ガイドラインの練習時間数を超えない範囲でお願いしたいと思います。仮に、今の部活動と同じ時間されたとしても、平日4日8時間、土日どちらか1日で3時間の週11時間ということになるかと思つています。

(浅田委員)

それくらいは働いても大丈夫ですか。

(仁尾副課長)

ただ、それが4週間で44時間ということになりますので、ご本人の健康状況や本務とも関連してくると思います。

(浅田委員)

はい、分かりました。

(森田委員長)

前回の企画制度部会のところでも、議事録もありますが、本当に先生方、きっちりこうこれで終わりっていう状況ではないんで、その本務として、プラスアルファでやってる、時間外、厳密にはもう、会社のように、時間外手当は発生しないと思うんですけど、いわゆる、勤務時間後になるかもしれないとなると、私は正直、そんなに今みたいに、単純な感じでは無理だろうなって思うし、そうすべきじゃないと思ってます。もうこれは本当に、既に積極的に運用しようとしてるところもあるんですが、一方では怖いのはやっぱり、積極的に申し出る人はやっぱり頑張ってるね、いい意味でやろうとしている人なんですけど、でも一方では、そこの時間配分とかですね、コントロールっていうのがやっぱり非常に課題になってるし、一方で、前回高井副委員長も話しておられました先生方で、そっちに行く人と、そうじゃない人は不公平感とかが出てくるんで、今後、この詳細のところはじっくり校長先生とも、これ小学校の先生方もね、ぜひ、可能な人は関わっていただきたいので、勤務のところについてはですね、一つの案ですけど、もう具体的な何か例示を示して行くほうが、本人任せ、校長先生任せでいくと、先生方、多分大変だろうなあと思うので、今のパターン、考えられるよみたいな、そっちのほうが何かいいのではないかなあと思うので、特に夕方あたりっていうのはそう簡単に、すぱっと行けるようなもんじゃないかなと思うので、ぜひ例示をしてください。そのほかいかがでしょうか。

(小倉委員)

教職員部分は、何となく分かったんですけども、実は例えば市の職員さんとか、それから宍粟市以外の学校の先生が協力する場合、あるいは、国家公務員だとかそういうところは、その辺はどうなるんですかね。

(仁尾副課長)

それについては、今後の検討していく部分になります。

(中田教育長)

基本的には教職員、地方公務員、国家公務員であれ、市の職員であれ、こういった兼職兼業について、事務局としては希望する教職員が、おられれば、学校運営に支障がない限りは積極的に兼職兼業は進めていきたいというふうに、そういう基本的な考え方を持っています。学校教職員、それを市職員に当てはめると、市職員も当然、地方公務員であるんですが、この学校活動の地域展開に積極的に関与していきたいという職員がおられれば、これは当然市の服務規程もあるわけですが、それを踏まえた上で、大いに参画していただきたい。事務局としては、基本的な考えです。

(森田委員長)

今おっしゃったところで、人材的にたくさんいろんな可能性があればいいんですが、そういうところを市の職員さん、それぞれ、全国的には日本郵政がそういうふうなパートナーシップを組んで積極的にそういう申出をしたら、どんどん行ってくださいよとかっていうのは、出ています。そういう意味では、宍粟市のところの企業とかの方も含めて何ですが、あと、JAさん、そういう可能性も含めて、市町の方の場合は、その所属のところで申請を出してっていうふうな形が今、進んでいます。

(中田教育長)

基本的な考え方ということなんですが、教職員であれ市の職員であれ、教職員であると服務監督者である私たちが、市の職員であれば、任命権者が当然服務管理者になるんですが、サービスの管理の問題と、今度は活動することに関与していただいたら、そちらは運営団体のほうの方々にも、その勤務管理をお願いしたい。サービス管理と勤務管理というものが相まって、いわゆる労務管理というものが成立して、より良いものになっていくので、これは私たちだけの積極的に兼職兼業を進めたいという思いだけ、それは一方的な一つの考え方、もう一方は、受け皿となる運営団体の方々にも、教職員の方々、市職員の方々、市の職員例えば土日になる場合もあるかも分かりませんが、勤務時間の全体管理をお願いしなければならない。これら、2つが相まって、成立することですので、それらを含めて、事務局としてはまず言うておきたい。そういうことは説明しておきます。

(森田委員長)

はい、ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

(西川委員)

2点確認なんですけれども、第10条の教職員が休日等の勤務時間外において無償または交通費等と書いてあるんですけど、お休みのときだけ先生が参加される場合はこれは、兼職兼業に当たらないから申請しなくていいんですか。

(仁尾副課長)

第10条にもあります、申請が不要な場合として、休日等の勤務時間外で無償の場合は、申請を要しないと記載です。

(森田委員長)

これは無償で謝金をもらわなければ、関係ないよっていうことなんですよね。これで、いわゆる謝金を平日だろうが休日だろうが副業になるんで、もらうとやっぱりばつと確定申告もしなきゃいけないし、ということになって。休日であっても、謝金をもらうような形の位置づけであると、兼職兼業は申請しないといけない。

(西川委員)

報酬で1時間当たりとか、年あたりとか、月当たりって書いてあるんですけど、それが休日に当たるかどうかっていうのはどう判断されるんですか。

(森田委員長)

まさに、そこも含めて兼職兼業を、時間管理として雇った側が完了しないといけないっていうことになるんですよ、兼職になるので。シンプルに言えば、例えば会社員の方で土日にスポーツ少年団とかやってくださってる方とかといいますよね。その方々は恐らく、ほとんど何も会社には申請していないようです。なぜなら総合スポーツとか事業は、そういう指導は無償でやっているの、別に、言ったら、申請をする必要もないし、会社も、休日に何しようが勝手なんです、これがお金をもらうことになったとしたら、その会社が例えば副業になるので、認めていない場合は、会社としては、あかんよっていうブレーキがかかる場所もあるかもしれないけどというふうに捉えていただけたら。でも、だからこそ逆にこの抜け道という言い方は失礼かもしれないんですが、このお金を発生しないことで先生方も、休日はただで一生懸命やってしまう可能性もあるので、会社だったら、それが平日の普通の通常の企業に影響を及ぼすようだったら、どうしたんやっていうことが出てくるし、ある意味、シビアにそこで査定するんですけど、学校の場合、その辺りが多分、どんなふうに評価していくのか、また難しい問題かなあという気はします。自分でよかれと思って、全く純粋にやっているけれども、どう見ても土日ただで朝から晩まで頑張ってくれてるけど、平日の本来の業務に影響を及ぼし、今回の趣旨とはちょっと違う形になってるなあと思ったときに、やっぱりブレーキをかけないといけないし、その辺りが、悩ましい問題にはなってくるんですが。よろしいでしょうかね。そうしましたらこれ、また、実際に運用しながら、細かいところの追加とかですね、あとから出てくると思うんですが、兼職兼業の要綱については、この会議です、承をとるということが、必要ですので、この原案で決めるという形です、よろしいでしょうか。

(中田教育長)

委員長 1点お願いします。先ほど志水委員が御指摘されたことが、貴重な意見だなと思いながら受け止めさせていただきました。今回、担当課のほうでバドミントンを入れて頂いておりますが、中学生の希望があった項目で、恐らく指導者の可能性も含めて、バドミントンを入れていただきました。ダンスがアンケート調査で、中学生にとって、やはりやってみたい活動ということで、それから中学生の座談会の中でも、学校のクラブ活動にないものの可能性も探してほしいという意見もありますので、この場でダンスをすぐにするということは、担当課との調整がありますが、そういった今の意見は非常に大切だと思っております。どうしても、やっぱり指導者とのマッチングの中で我々こう考えていくんですが、もう一度、部活動の地域展開は子どもたちを真ん中に置いて、可能な限り、現実的に難しい部分もあるかもしれませんが、引き続き検討させていただきたいと思っております。

(森田委員長)

それでは、まず、この兼職兼業の要綱について了承頂いたということですのでよろしいでしょうか。ということで、この形で行くということで確認させていただきます。

では続いてですね、2つめ、部活動地域展開の実効性を高めるための今後の検討課題についてというところで、お願いします。

(仁尾副課長)

続いて、次第にあります、宍粟市部活動地域展開の実効性を高めるための今後の検討課題ということで、①から③の移動手段の確保、保護者負担軽減のための予算措置、円滑な推進のための民間団体等の支援、子ども市民等の意見反映、情報提供のための広報活動についてと、これらを大きな課題というふうに考えております。

これらについては、現時点では明確な方策を決められていないというのが現状であります。次年度においても引き続き、協議をしていくべき内容であると考えております。令和7年12月に発出されました、部活動改革の総合的なガイドラインに基本的な考え方が示されておりますので、お知らせします。

まず、移動手段の確保については、多くの生徒が集まりやすい活動場所の確保との一体的な検討、スクールバスなどの既存の送迎車両の有効活用を行うことが重要であるとされております。交通部と連携しつつ、対応することが必要であるともされております。具体的な取組内容として、紹介されております内容が、スクールバスやスポーツ団体等のマイクロバスの活用、公共交通の運行ダイヤに合わせた地域クラブ活動の実施、運行ダイヤの見直し、利用料への補助が具体的な取組内容として挙げられております。

また、保護者負担軽減につきましては、安定的、継続的に必要な改革を進められるようにすることが重要であるとされておまして、やはり公的支援や、また民間企業との連携、寄附等の活用などを有効に組み合わせることも重要とされております。

受益者負担の水準については、国において金額の目安等を示すとされておまして、このガイドラインの中では限定的ではありますが、休日に週1日、月4日程度の活動を実施する場合であれば、月額1000円から3000円程度を参加費のイメージとするとされております。ただし、あくまで、イメージであり、地域の実情や実施回数、実施体制、競技種目等の特性などの実態を踏まえて、多様な設定がありうるとされております。

また、民間の支援につきましては、基本的な考え方として、部活動改革を円滑に進めるためには、幅広い関係団体、例として、スポーツ少年団、体育スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員等、大学、民間企業等と連携協働しながら一体となって取り組むことが重要であるとされております。特に、指導者の確保、育成、活動場所等の確保、資金の確保等が大きな課題となるところ、行政側のみでの全ての課題解決を図ることは困難であり、関係団体、大学、民間企業の協力を得ることが不可欠であるとされております。

これらのガイドラインの内容も踏まえながら、今後推進していく必要があると考えております。続いて、3の広報活動について、縄手コーディネーターよりお願いします。

(縄手コーディネーター)

それでは失礼します。本委員会でも指摘が度々ありました。それから、11月29日の教育創造フォーラムでも指摘があったとおり、特に子どもたちや保護者や学校現場、それから市民の皆さんへの周知活動が不十分ではないかということがありまして、特にフォーラムの中で、過渡期の現6年生、5年生、4年生の子どもたち、また、その保護者に向けての周知を十分してくださいね、丁寧にやってくださいっていうようなことが出ておまして、実は現在、小学6年生とその保護者対象に、各中学校で入学説明会が実施されておまして、入学説明会に参加させていただいています。1月14日の山崎東中学校を皮切りに、来週2月13日の千種中学校で7中学校全ての校区の入学説明会が終了します。それら全てに参加しまして、まず、広報しそあの11月号・別冊、

令和10年10月に地域クラブへと、学校の部活動はそこで終了ですよという、それが大きな見出しになってるんですけど、その説明を約10分間しまして、その後で実証事業に取り組んでいるスポーツ系でいいますと、剣道連盟中学部の実施状況や募集内容について、それから宍粟市カヌークラブの体験会の募集について、それから芸術文化系でいいますと、今のところ、吹奏楽部、先ほど御紹介ありました宍粟ユースウィンドの今後の予定についてということで、それらを中心にして、説明を繰り返しております。来年度も、次の年度も、この入学説明会の時期に合わせて、継続的に行う予定です。

それと、現4年生、5年生については、日程調整をしまして、市内に10小学校がありますが、2月17日を皮切りに、3月上旬までかけて各小学校ごとに説明に行くことにしています。それに加えて、保護者ですが、つまり令和8年度には小学5年生・6年生になるんですけど、保護者対象の説明会につきましても、6月頃を目途に開催したいなと考えています。この過渡期の状況は特にこんなことが想定されますよってというようなことも含めまして、説明を繰り返していきたいなというふうに思っています。

それが1点と、広報しそうにつきましても、4月以降になります、2か月に1回ぐらいのペースで、地域展開についての掲載スペースをちょうだいしまして、そこに連載していくとか、実証事業の状況であったり、募集要項の内容であったりというようなことを紹介していきたいと考えております。それと同時に、先ほどもありましたが、地域クラブの認定要綱が完成しましたら、その説明会も実施しますし、またそれに向けて、募集開始というようなこともアナウンスしていかなければいけないと考えています。一方で、兼職兼業につきましても学校の夏休み中ぐらいには、教職員向けの説明会を検討しております、事前に希望も取っておいて、その希望の先生方への詳細な説明も行いたいなと思っております。このような形で、次々と制度が明らかになっていく段階で、その都度、説明会を開催していく予定をしております。

それから、あと利用できるものとしましては、しそうチャンネルがありますが、テレビの方ですけど、それも活用して、Q&Aとか、中学生が質問をして、それに答えるような形の番組とか、15分か20分程度のものを、何種類かつくって流していくというようなことを思っています。

あとは、各中学校に4月に入学しましたら、オリエンテーションとか、部活動紹介などもありますので、そういうイベントの日程を確認しつつ、例えば実証事業がこんなふうに行われていますよってというような周知や、募集が開始されますよとかいうようなことも、いろいろな角度から周知活動をしていきたいと思っております。

先ほど副市長さんの冒頭挨拶の中で、地域クラブ活動推進室、仮の名称ですけど、そういうものを立ち上げるということも当然、市民に広く周知していかなければなりませんし、市のホームページの中にそういったものも立ち上げていかなければならないなということを今現在は考えています。以上です。

(森田委員長)

ありがとうございます。今回も、協議とか報告の中で、こういう方向で動いているという何か御質問等はございますか。もう、いよいよ具体的に動き始めると、いろんな問題が出てくると思いますので、それぞれ何か御意見がありましたら、その都度伝えてください。特に、1つ広報は、とても悩ましいもので、従来の既存のやり方だけでは、なかなか若い世代の子どもたちほど、伝わりにくい部分もあるので、この部分をね、しそうチャンネルというケーブルテレビだと

思いますが、それ以外 SNS とか、市としてやれる範囲でいいと思うんですが、いろんな動画を楽しそうにしているところ、あとはもう一つ、これからいろんな団体が出てくるときに、先ほどの謝金のこともそうなんですが、今までは、ほとんどお金を扱うことがなかったんですけど、一つ一つのところなので、そういう経営的なこととかですね、お金の管理とか、その辺りを全ての団体でやれてのは難しいんで、市町によってはもう、それを統括して、全ていろんな相談窓口ですね、業務的なものも含め、設置しようというところも出てきますので、そういった税理士さんですね会計士さんに力を借りてなんていうところも出てくるので、その辺りはもう逆に、指導する場ではないんですが、すごく大事なので、ぜひともその辺りの支援という具体で考えていけたらと思います。では続いて、報告事項のところをお願いします。

(仁尾副課長)

続いて、今後のスケジュールについて、お知らせします。資料としては、横長のものを御確認頂ければと思います。地域展開推進委員会、令和 8 年度、これは仮称ですが、こちらについても、来年度計画をしております。

早ければ、5月に第1回め、その後、8月、11月、2月と、合計4回実施できればというふうに、考えております。

また、先ほどありました、地域クラブの認定、また、兼職兼業については、夏頃の説明会を実施しまして、その後、募集であったり、申請に入っていく時期を考えております。また、地域クラブの募集については、第1次募集と、第2次募集の2段階で考えております。それから、広報しそうについては、ほぼ毎月、発出というか周知できればと考えております。あわせて、小学生への説明会、こちらは先ほどコーディネーターのほうからもありました。実際に、2月・3月に実施をします。

続いて、社会教育文化財課、また、まちづくり推進課、施設整備課のほうからスケジュールの追加をお願いできればと思います。

(中尾次長)

失礼しました。スポーツから説明させていただきます。1番最初に説明させていただいた令和 8 年度の実証事業案の資料の 3 番、スケジュールということで示させていただいております。それの方で説明させていただきますが、令和 10 年 10 月の地域展開という目標に向かひまして、できるだけでは 8 年度の早い時期に、この認定クラブ、地域クラブの認定を行う必要があるということで、地域クラブのほう認定できれば、その地域クラブの皆さんと一緒に、まずは令和 8 年度は休日の活動から始めまして、令和 9 年度にはその活動を平日に拡大するということで、現在、各中学校で取り組んでおられる部活動の継承というか、令和 10 年 10 月の地域展開を引き続き、中学校の生徒の皆さんが、スポーツに親しむことができる環境整備に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

(清水課長)

続いて文化部活動の方に行きたいと思っております。次のページになりますけれども最初に御説明しました社会教育文化財課の資料を御覧ください。3番のスケジュールというところになります。スポーツと大体同じところなんですけれども、大きなところで言いますと、この地域クラブの募集と認定、下から2段めのところになりますけれども、この地域クラブの募集と認定の部分、ス

スポーツと合わせた内容でつくっていききたいな、検討していききたいなと今、思っております。既存の部活動はあるんですけども、それ以外の文化部活動もあるのかなと思っております。そういった文化活動があれば、広く募集をかけていききたいなと思っております。

令和9年度以降は、活動月の拡大というところなのですが、実証事業が大体終わりましたら、先行的に実施できる活動があれば、そこで活動していききたいなと今考えております。

令和9年度、部活動のところで完全移行の準備ということで、考えられるのは平日の部活動をどうしていくかとか、移動手段とか、あと、活動場所、保護者負担とか、あとはもう受け皿になる団体が文化部もちょっと少なそうなので、そういう団体のリストがつかれるかどうか、その辺を令和9年度に大体準備を進めまして、10年の10月の地域展開を迎えたいなというようなスケジュールで進んでいききたいと思っております。以上です。

(大田課長)

失礼します。施設整備課の大田です。施設環境整備について、今後のスケジュールを報告いたします。資料のほうは用意していませんので、口頭で報告させていただきます。まず、令和8年度の実証事業で、社会体育施設や学校施設、教室、体育館などを使用していきますが、今後も含め、基本的には、既存の施設、設備を使用していく方向です。現状の設備等としては、令和6年度から7年度事業により、小中学校体育館の空調設備整備工事を実施しており、8年度から全ての小中学校の体育館で、運用に基づき、冷暖房設備を使用することができるようになります。施設の予約については、公共施設予約システムが令和7年度に導入され、令和8年6月をめどに、パソコンやスマートフォンで本格的に運用していきたいと考えております。セキュリティの設備として、スマートロック機能を予定しており、9年度中に実施できるよう計画していきます。8年度以降は、部活動地域展開がスムーズに移行できるよう、施設整備していきたいと考えております。以上です。

(仁尾副課長)

続いて、部活動地域展開推進のための組織体制づくりについて、冒頭の副市長挨拶にもありましたように、本委員会からも要望として、スポーツ活動と芸術文化活動を取りまとめて、この地域展開を統括的、一元的に推進するための部署の設置について、新たに設置します、まちづくり部の中に、地域クラブ活動推進室を設置し、マンパワー、予算、そして部局を横断する機能を集中し、制度の役割を担う部署の創設に向け最終調整を図っております。

また、次年度の部活動地域展開推進委員会については、令和8年度も、この推進委員会と同様の会を開催予定です。その中で、本日も課題として挙がっておりました移動手段や保護者負担等について協議していく予定です。

委員の皆様のご任期につきましては、基本的には2年間となっておりますので、引き続きお世話になる方もおられることと思います。よろしくお願いいたします。

続いて2番、その他として報告させていただきます。資料の1番下のほうにあったかと思いますが、部活動の地域展開の愛称について、中学生からの募集及び投票により「しそカツ」と決定しております。ロゴについては、市内中学校の美術部・文化部対象に募集をしまして、本日配付の資料のようなデザインが完成しております。今後、このデザインを「しそカツ」のロゴとして活用したいと考えています。なお、通常の表記につきましては、「しそ」の部分平仮名、「カツ」の部分片仮名で「しそカツ」として、場合によってローマ字や漢字などでアレンジして表記し

てもよいこととしております。報告については、以上です。

(森田委員長)

報告が続きましたが、何か御質問等ございますでしょうか。浅田委員、お願いします。

(浅田委員)

すみません、僕のちょっと理解が追いついてなかったんですけども、実証事業として、令和8年度に12種目が書いてあるんですけども、この種目については、先ほどできるだけ早い時点で、認定していききたいというふうに言われたんですけども、こっちのスケジュールを見ると10月からクラブを募集するという事なんですけども、例えば新1年生が入ってきて、僕は地域クラブにサッカーがあるので、そっちに入りたいので、中学校の部活動はしませんと言われた場合、10月まで、部活動ありませんよって言うのか、それとも、もう4月ぐらいから、休日は活動があるからそっちへ行きなさいって言えばいいのか。どっちなんですかね。

(中尾次長)

今日の資料の中で、昨年の12月22日に要綱が出たというところで、まだ、宍粟市の要綱として確定してませんので、まだ、地域クラブというのは認定ができない状況なので、この4月に活動したいと言われても、それは認定クラブではないという見解になりますので、できるだけ早い時期に、今は組織の改編のことはあったんですけど、その流れの中で、できるだけ早い時期に、この委員会にお示しができるように、前倒しをしていききたいというふうには思ってるんですけど、現時点では、新1年生に対応してっていうのはちょっと難しいと思います。

(浅田委員)

そうしたら、現実として、来年度の1年生は、なかなか活動はちょっと遅くなるということですね。

(中尾次長)

来年は令和8年、それは難しいと思います。

(森田委員長)

はい。そのほかいかがでしょうか。

(中川委員)

これは浅田先生が言われたことが非常によく分かるんです。現場としてね、もう8年の4月から整備を整えていくのが、本当じゃないのかなあという気はするんですよね。実証事業するならば、前にも言ったことがあるんですが、過渡期っていうのが1番大変なんですよ。それならばもう9年度からにしないと、多分現場の中学生、学校の先生だとか、8年度から案としてこれいきますよと今、お示しされたとしても、この4月から、例えば野球の中学部活動があるんだけど、野球部に入って活動する。野球部がないところは、そういったところは、「ああ、しゃあないから、バレーにするわな」とかいうのが現実になってしまうんですよね。

そこで、これを8年度からやるならばやる。これはもう9年度からでなく、現実問題としてで

きないんじゃないかなと。ちょっと1番初めの質問に返ってしまうんですが、そういうような、現場対応とすると、そのスケジュールが少しちょっと違ってるだけじゃないかなと私自身思います。

(森田委員長)

フォローするつもりはないんですが、多分、この8年度で事務局が意図しているのは、取りあえず休日のところを、先生方が関わる形ではなくて、地域の指導者にお世話になるという形で。もう一方では部活動というのはまだ残っていますよという。部分のイメージじゃないんですけど、あっていますか。

(中尾次長)

前回、前々回にあった広報に挟ませていただいた宍粟市学校部活動地域展開スケジュールというところで、今小学校6年生の子どもたちを対象にしたところでは、令和8年、9年、10年と、この中学3年間は学校部活動が残るという前提で制度設計が始まっていますので、そのところを、今、森田先生がおっしゃったように、まずは令和8年度は休日のついでというところで、学校の部活動、平日は学校部活動に参加しながら、地域クラブが立ち上がったところでは休日の活動にも参加していただけるような取組が進めていければ、中川委員がおっしゃったように、令和9年度にはスムーズにそこを大会に登録するためには、5月頃には大会に名簿を提出しないとイケないということもあろうかと思しますので、そういったところは、段階的に、この令和10年10月、地域展開に向けて準備ができるんじゃないかなというふうに考えているところであります。

(中川委員)

実証事業の部分と、地域クラブの認定の部分と別で考えていただけたらと思いますので、令和8年度については、実証をスタートさせていただいて、その後、実証事業をやらせてもらったところから言えば、準備が整った競技からやっぱり進めていくというのが非常にやりやすいんじゃないのかなあというふうに思います。そこからだんだん移行にもっていくという形もありなのではないかなというふうに感じます。

(森田委員長)

今の部分については、また意見としてたまわって、まだ正式な予算の決定等ではないと思うので、ぜひ、いい形をお願いします。予定より少し時間がかかりましたが、また具体的にいろんな動きが出てきますので、ぜひ、保護者の立場でもいいですので、いろんな忌憚のない意見でないというところも書いていただければと思いますので、どうかよろしくをお願いします。それでは、進行をお返しします。

(仁尾副課長)

森田先生、ありがとうございました。それでは、次第の5番、閉会に移りたいと思います。以上をもちまして、令和7年度第4回宍粟市部活動地域展開推進委員会を閉会とします。皆様、ありがとうございました。